

## 西宮市地域福祉計画策定委員会運営要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）に規定する西宮市地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 西宮市附属機関条例の別表の担当事務の欄にある「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定に関して必要な事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

(1) 計画の進行管理及び次期計画策定のための課題分析に関すること。

(2) 次期計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。

(3) 前項の検討にあたっては、国、県の計画やサービス等に関する基準を参酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

### (運営)

第3条 前項第2号の検討にあたっては、特別の事項に関する調査審議として、策定委員会に臨時委員を置くことができる。

2 策定委員会は、地域福祉推進の中核的な組織としての役割を担っている西宮市社会福祉協議会の意見または説明を聴くことができるほか、オブザーバーとして参加を求めることができる。

### (事務局)

第4条 策定委員会の事務局は別表に掲げる者とし、その庶務は健康福祉局福祉総括室地域共生推進課において処理する。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

西宮市地域福祉計画策定委員会事務局職員

役 職 名	備 考
西宮市健康福祉局長	
西宮市こども支援局長	
西宮市健康福祉局福祉総括室長	
西宮市健康福祉局福祉部長	
西宮市健康福祉局生活支援部長	
西宮市健康福祉局保健所長	
西宮市健康福祉局保健所副所長	
西宮市こども支援局子供支援総括室長	
西宮市こども支援局子育て支援部長	
西宮市こども支援局こども未来部長	